

令和 4 年度財政援助団体等監査結果に対する改善策

1 対象施設

新座市民会館

2 監査の対象

教育総務部生涯学習スポーツ課及び株式会社ケイミックスパブリックビジネス

3 監査結果に関する報告

令和 4 年 1 2 月 1 日付け新監発第 1 6 2 号

4 改善策の通知

令和 5 年 1 月 3 0 日付け新教生発第 9 4 4 号

5 改善策の内容

口頭講評事項	改善策
(1) 利用料金の承認手続の不備について 令和元年 1 0 月 1 日から消費税が増税されることに伴い、同日付けで新座市民会館の利用料金の変更を行っていたが、新座市民会館条例（以下「会館条例」という。）第 2 3 条第 2 項に基づく承認の手続及び決裁を行っていなかった。会館条例に基づき適正な事務執行をしていただきたい。	今後、利用料金の変更を行う際は、新座市民会館条例第 2 3 条第 2 項に基づき、適切に承認の手続を行います。
(2) 市が契約する自家用電気工作物保守点検、機械警備及び冷暖房機器賃貸借の支出事務の委託並びに一部費用の不要な支出について 市が契約する自家用電気工作物保守点検、機械警備及び冷暖房機器賃貸借契約に係る費用について、地方	支出事務の委託に関しましては、市として必要な対応を検討しております。 また、指定予算額の決定に当たりましては、契約書等金額の根拠を確認の上、適切に支出いたします。 なお、来年度からは、指定予算額は

自治法第243条により支出事務の委託はできないにもかかわらず、指定管理者に支出させていた。また、当該必要経費を指定予算額として指定管理料に含め、指定管理者に支出していたが、自家用電気工作物保守点検及び冷暖房機器賃貸借については、その指定予算額の決定に当たって、必要がない金額を計上し、支出していた。法令に基づき、適切な事務執行を求めるとともに、指定管理料を決定するに当たっては、金額の根拠を精査、確認していただきたい。

全て事業年度終了後に精算を行うよう市として統一する方向で検討しております。